


令和5年度 川崎市労働災害防止啓発事例 公募要領

労働災害防止活動の普及啓発を図るための取組事例を募集します。

対 象 者	川崎市内に事業所がある企業															
対 象 の 取 組	労働者の就業に係る建設物、設備、原材料等により、又は作業行動その他業務に起因した労働者の負傷、疾病、死亡を防止することを目的とした取組事例（労働災害防止に係る取組事例）のうち、川崎市内の労働災害防止活動の普及啓発を図ることができると思われるもの。															
応 募 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市内の事業所等の取組事例であること ・過去3年以内の取組事例であること ・令和5年11月14日(火)の川崎市労働災害防止研究集会において、事例発表が可能であること <p>※上記を満たしていれば、同一企業から複数の応募も可能です。</p>															
応 募 期 間	令和5年8月8日(火) から 令和5年9月12日(火) まで															
応 募 方 法	<p>申請書類をメール、FAX又は郵送にてご提出ください。</p> <p>申請書類は川崎市ホームページからダウンロードしてください。</p> <p>https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000153395.html</p> <p>(右の二次元コードからアクセスできます)</p> 															
審 査 方 法	<p>次の5つの審査基準により審査し、最優秀事例、優秀事例、優良事例を決定します。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>有効性</td> <td>当該事業所（申請者の事業所）において、労働災害の防止に高い効果があること</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>明確性</td> <td>取組内容や成果がはっきりとして分かりやすいこと</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>継続性</td> <td>取組や効果が長期間にわたり継続するものであること</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>独自性</td> <td>他の類似する取組事例にはない工夫や効果があること</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>波及性</td> <td>当該事業所に限定された取組ではなく、同種又は同規模の事業所にも応用可能なものであること</td> </tr> </table> <p>最優秀事例、優秀事例については、令和5年11月14日(火)に予定している労働災害防止研究集会において、事例を発表いただく他、優良事例と併せて、川崎市労働災害防止に係る啓発事例として表彰させていただく予定です。</p>	①	有効性	当該事業所（申請者の事業所）において、労働災害の防止に高い効果があること	②	明確性	取組内容や成果がはっきりとして分かりやすいこと	③	継続性	取組や効果が長期間にわたり継続するものであること	④	独自性	他の類似する取組事例にはない工夫や効果があること	⑤	波及性	当該事業所に限定された取組ではなく、同種又は同規模の事業所にも応用可能なものであること
①	有効性	当該事業所（申請者の事業所）において、労働災害の防止に高い効果があること														
②	明確性	取組内容や成果がはっきりとして分かりやすいこと														
③	継続性	取組や効果が長期間にわたり継続するものであること														
④	独自性	他の類似する取組事例にはない工夫や効果があること														
⑤	波及性	当該事業所に限定された取組ではなく、同種又は同規模の事業所にも応用可能なものであること														

【スケジュール(予定)】

内容	日時
啓発事例の募集	令和5年8月8日(火)から 令和5年9月12日(火)まで
審査	令和5年9月中旬
公表	令和5年10月中旬
表彰、事例発表	令和5年11月14日(火)

【お問合せ】

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル6階

川崎市経済労働局労働雇用部

電話：044（200）2271

FAX：044（200）3598

E-mail：28roudou@city.kawasaki.jp

以上